

	鳥取県公報	令和7年10月14日（火） 第9733号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 告 示 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（4件）（599～602）（企業支援課）・・・・・・ 1 公共測量の実施（4件）（603～606）（県土総務課）・・・・・・ 3 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（607）（会計指導課）・・・・・・ 5		

告 示

鳥取県告示第599号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
米子市米原複合 米子市米原六丁目257ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明 東京都千代田区麹町五丁目1-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 株式会社ジーユー 代表取締役 柚木 治
変更後 株式会社ジーユー 代表取締役 黒瀬 友和
- 4 変更年月日
令和7年4月1日
- 5 届出年月日
令和7年9月26日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和7年10月14日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第600号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ米子弓ヶ浜 米子市夜見町2937-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 今枝 哲郎 東京都千代田区丸の内一丁目3-2
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 橘 正喜
変更後 代表取締役 今枝 哲郎
- 4 変更年月日

令和7年6月25日

5 届出年月日

令和7年9月26日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和7年10月14日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第601号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス湯梨浜店 東伯郡湯梨浜町大字田後字三ノ内河原413ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

リコーリース株式会社 代表取締役 中村 徳晴 東京都港区東新橋一丁目5-2

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 東京都千代田区紀尾井町4-1

変更後 東京都港区東新橋一丁目5-2

4 変更年月日

令和7年7月22日

5 届出年月日

令和7年9月26日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和7年10月14日から4月間

8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び湯梨浜町産業振興課において縦覧に供する。

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に關し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第602号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合羽合店・ドラッグストアウェルネスハワイ店 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬789-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役 梅林 裕暁 米子市東福原二丁目19-48
J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹 東京都中央区銀座八丁目13-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 東洋食品株式会社 代表取締役 江崎 穰
変更後 東洋食品株式会社 代表取締役 黒田 裕一
- 4 変更年月日
令和7年1月27日
- 5 届出年月日
令和7年9月26日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
令和7年10月14日から4月間
- 8 縦覧の方法及び縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課のホームページに掲載するとともに、鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県中部総合事務所県民福祉局及び湯梨浜町産業振興課において縦覧に供する。
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第603号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県鳥取県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年9月29日から令和8年1月26日まで
- 3 作業地域 鳥取市佐治町古市

鳥取県告示第604号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県八頭県土整備事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（応用測量）
 - 2 作業期間 令和7年10月1日から同年11月18日まで
 - 3 作業地域 八頭郡八頭町麻生
-

鳥取県告示第605号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県東部農林事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年10月10日から令和8年2月25日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町奥谷

鳥取県告示第606号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、米子市上下水道事業管理者上下水道局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和7年10月10日から令和8年3月19日まで
- 3 作業地域 米子市

鳥取県告示第607号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和7年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
所得税に係る還付金の収納に関する事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
課長補佐 喜多條 広勝
- 3 委任期間
令和7年9月16日から令和8年3月31日まで